いじめ防止等のための対策に関する基本方針

1 いじめは全ての児童に関係する問題である。いじめ対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、さまざまな活動に取り組むことができるよう、いじめが行われなくなることを旨として行う。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめ防止対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とする。

いじめ防止対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、 家庭、地域、関係機関との連携の下に行う。

いじめに対する取り組みは、本校のめざす学校像でもある「明日の登校が楽しみな学校」を創造するため、人権教育、生徒指導の一環として、学校を挙げて行う。

2 いじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等との一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(平成28年度 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)

(2) いじめの基本認識

上記の考えのもと、本校ではすべての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく教育委員会や 各種団体や専門家と連携して、解決にあたる。
- ⑤ 学校と地域、家庭が連携して、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができる環境づくりを推進する。

3 いじめの防止

(1) 日常の指導体制 別紙1・2参照

●教職員の児童理解

①児童理解の基本的な考え方

「いじめは、どの学校でも、どの児童でもおこりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての 教職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さな い鋭い感覚を身につけていくことが必要である。

②いじめの熊様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・スマートフォン・携帯電話やパソコン等で、誹謗中傷やいやなことをされる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・金品をたかられる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

③早期発見の手だて

- ・日常の生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ・日記や連絡帳の活用により、担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密に行う。
- 「いじめ早期発見のためのチェックリスト」の活用。
- 「生活を振り返るアンケート」を毎月行い、児童の生活の変化や悩みなどを把握する。

④情報の共有

おかしいと感じた児童がいる場合には、学年団や生徒指導委員会などの情報交換の場において気づいたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。

●教育委員会、青少年育成センター、警察等の関係機関との連携

- ・学校においていじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、 問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける。
- ・解決が困難な事案については、必要に応じて教育委員会と連携し、警察や福祉関係者等の関係機関や 弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指す。
- ・学校は地域の警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて学校警察連絡協議会等を開催し、 相互協力する体制を整えておく。学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関 しては、早期に所轄の警察署や青少年育成センターに相談し、連携して対応する。
- ・いじめた児童のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、こども家庭センターや福祉事務所、民生委員・児童委員等の協力を得る。

(2) 未然防止および早期発見のための指導計画 別紙3参照

●相談体制の整備

様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるととも に問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「教育相談活動」で当該児童から悩み等を聞 き、問題の早期解決を図る。

●アンケート調査の整備

毎月の生活アンケートを行い、児童の悩みや人間関係、学級集団の状態を把握し、いじめゼロの学校づくりをめざす。

①生徒指導情報交換会の開催

月末に問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

②いじめ防止対策推進委員会の設置

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭、 当該学級担任、スクールカウンセラーによるいじめ防止対策推進委員会を設置する。月1回委員会を 開催する。

- ●いじめを許さない、見過ごさない学校づくり
 - ①児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。
 - 児童会活動

「明日も来たいと思える学校づくり」運動

いじめゼロを目指した児童会活動を推進する。

• 学級活動

はりきりタイム・スピーチ

クラスで息を合わせて、声を出すことで、仲間意識を高める。また、スピーチでは、友だちの意見をしっかり聞き、感想や質問をすることで、子ども同士のつながりを深める。

道徳教育の充実

道徳の授業を通じて、自己肯定感を育て、心と心の連携を図る。

②自尊感情を育む教育の推進

児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

●学習活動の充実

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

・縦割り班活動での異学年交流の充実

- ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ・児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習の工夫
- ●体験活動の充実

友だちと分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

- ●校内研修の充実
 - ・「いじめ対応マニュアル」(兵庫県教育委員会発行)を活用した校内研修を実施し、いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を図る。
 - ・教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や、カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施する。
- ●保護者や地域の方への働きかけ
 - ・家庭や地域の気づきと教職員の気づきが互いに共有できるように懇談会等で意見交換を図る。
 - ・保護者に対する、インターネット利用に伴う危険性、健全な判断能力の育成を図る。

(3) いじめの対処 別紙4参照

- ①いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教職員が対応を 協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ②いじめ発生時の対応
 - ●いじめの事実確認

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行う。あわせて、ただちに学級担任、生徒指導担当(いじめ対応チーム)に連絡し、管理職に報告する。

●いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援

〈児童に対して〉

- ・事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

〈保護者に対して〉

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ●いじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言

〈児童に対して〉

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向け指導する。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

〈保護者に対して〉

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解 決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、 家庭での指導を依頼する。
- ・子どもの変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言を行う。

③ネット上のいじめへの対応

●未然防止対策

・子どもたちのスマートフォン・携帯電話やパソコン等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るためのルールづくりを行うこ

と、特に携帯電話を持たせる必要性について検討するよう保護者によびかける。

- ・インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に 利用者の個人情報が流出するといった、インターネット特有のトラブルが起こっているという認 識をもつ。
- ・「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識 すること。
- ②早期発見・早期対応
 - ・家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな 変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談するよう保護者に助言する。
 - ・書き込みや画像の削除等、具体的な対応方法を子ども・保護者に助言し、協力して取り組む。
 - ・人権侵害や犯罪、法律違反など事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応する。
- (4) いじめ問題に取り組むための体制 ※別紙4参照
 - ・いじめの疑いのある事例判明(学級担任より報告)。
 - ・生徒指導担当が委員をすみやかに招集し、校長室にて会議。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態とは
 - ①いじめにより、在籍する児童の「生命、心身又は財産に重大な被害(いじめ防止対策推進法第28条 第1項)」が生じた疑いがあると認めるとき

例えば

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ②いじめにより在籍する児童が「相当の期間(法28条第2項)」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとめるとき
 - ●「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一 定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、迅速に調査に着手する ことが必要である。
- (2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに町教育委員会を通じて上郡町長に報告するとともに、校長が リーダーシップを発揮して事態の解決にあたる。また、調査を行う主体が学校となった場合には、いじ め対策委員会に上郡町人権擁護委員、学識経験者等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該重 大事態の関係者と直接の人間関係又は特別利害関係を有しない者 (第三者) を加えた組織で調査を行う。 なお、事案によっては、町教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

5 その他の留意事項

- (1) 保護者、地域との連携
 - ①日常的な連携
 - ●年度当初から、通信や保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを 周知し、協力と情報提供等を依頼する。
 - ●いじめや暴力の問題の発生時には、いじめられる側、いじめる側にどのような支援や指導を行うのか、 対応の方針等を明らかにしておく。
 - ②いじめが発生したときの連携
 - ●家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子 や友だち関係についての情報を集めて指導に生かしていく。
 - ●学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「ひょうごっ子悩み(いじめ)相 談等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

(2) 学校評価と教職員評価

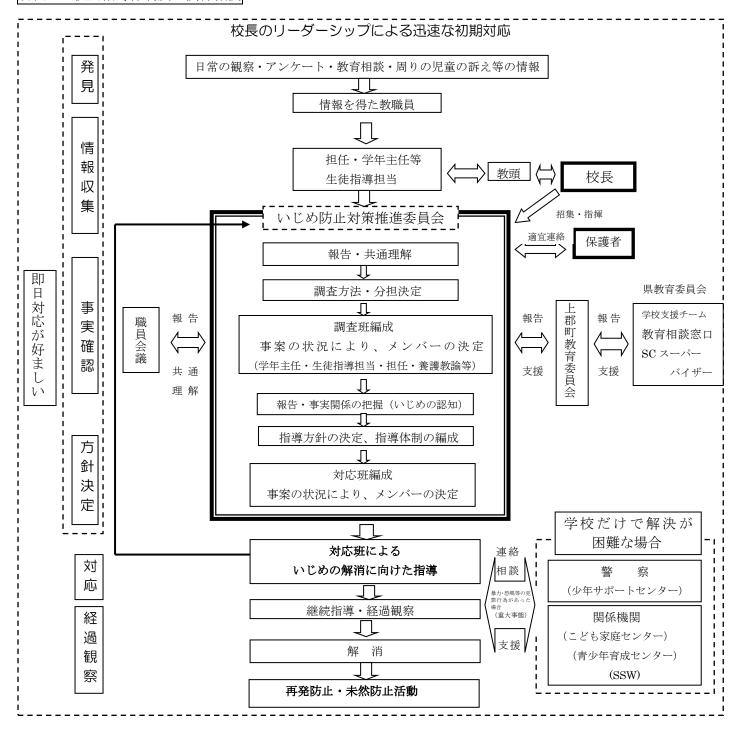
①学校評価

いじめの問題に関する学校評価の実施に際し、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、適切な実態把握や対応が促されるよう、以下の評価項目・観点で目標を立て、目標に対する具体的な取り組み状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえ改善に取り組む。

- ・学校におけるいじめへの対処方針や指導計画を明確にしているか。
- ・日頃より、いじめの実態把握に努め、児童が発する危険信号等を見逃さないようにして、 いじめの早期発見に努めているか。それら各学級の状況を学校組織として共有できている か。
- ・これらの方針や取り組みについて、保護者や地域と共有し、理解や協力を得ているか。
- ・いじめが生じた際に学校全体で組織的に迅速に対応する体制が整備され機能しているか。

②教職員評価

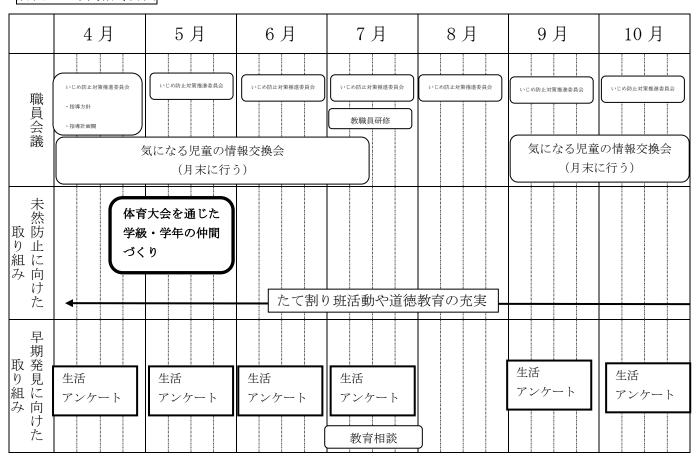
いじめの問題に関する教職員評価について、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況の評価に際し、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう留意する。

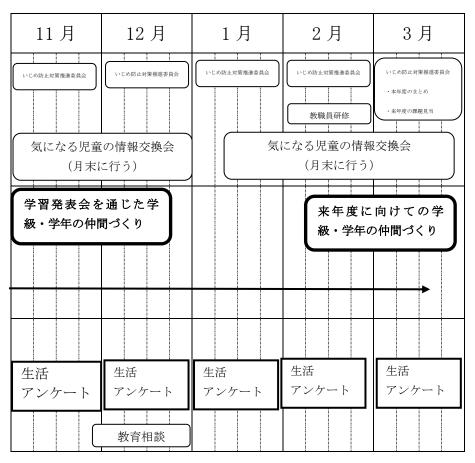


別紙2 チェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団	
□ 朝いつも誰かの机が曲がっている	
□ 教職員がいないと掃除がきちんとできない	
□ 掲示物が破れていたり落書きがあったりする	
□ グループ分けをすると特定の子どもが残る	
□ 班にすると机と机の間に隙間がある	
□ 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある	
□ 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる	
□ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある	
□ 些細なことで冷やかしたりするグループがある	
□ 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げ等をしている	
いじめられている子	
●日常の行動・表情の様子	
□ わざとらしくはしゃいでいる	
□ おどおど、にやにや、にたにたしている	
□ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている	
□ 下を向いて視線を合わせようとしない	
□ 表情が暗く、元気がない	
□ 早退や一人で下校することが増える	
□ 遅刻・欠席が多くなる	
□ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる	
□ ときどき涙ぐんでいる	
□ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする	
●授業中・休み時間	
□ 発言すると友だちから冷やかされる	
□ 一人でいることが多い	
□ 班編成の時に孤立しがちである	
□ 教室へいつも遅れて入ってくる	
□ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える	
□ 教職員の近くにいたがる	
□ 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする	
● 春 食時	
□ 好きな物を他の子どもにあげる	
□ 他の子どもの机から机を少し離している	いじめている子
□ 食事の量が減ったり、食べなかったりする	□ 多くのストレスを抱えている
□ 食べ物にいたずらされる	□ 家や学校で悪者扱いされていると思
●清掃時	っている
□ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている	┃ □ あからさまに、教職員の機嫌をとる
□ 一人で離れて掃除をしている	┃ □ 特定の子どもにのみ強い仲間意識を
● その他	₽
□ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる	 □ 教職員によって態度を変える
□ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる	□ 教職員の指導を素直に受け取れない
□ 持ち物が壊されたり、隠されたりする	□ グループで行動し、他の子どもに指示
□ 理由もなく成績が突然下がる	を出す
□ 堀に靴の跡がついている	□ 他の子どもに対して威嚇する表情を
□ 版に軋の跡がついている□ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている	する
□ ホタンかとれたり、ホクットが破れたりしている□ 手や足にすり傷やあざがある	□ 活発に活動するが他の子どもにきつ
□ すべだにすり傷べめさかめる □ けがの状況と本人が言う理由が一致しない	い言葉をつかう
□ りかの状况と本人が言り理由が一致しない □ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする	· · · · · · ·
ロ 元女M上VW坐TNO、MLOにMLOGCYO	

別紙3 年間指導計画





別紙4 組織的対応図

いじめ情報 のキャッチ

- ○「いじめ対応チーム」を招集する。
- oいじめられた子どもを徹底して守る。
- ○見守る体制を整備する。

(登下校、休み時間、清掃時間、放課後)

正確な実態把握

指導体制

子どもへの支援・指導

- ○当事者双方、周り の子どもから個々 に聴き取り、記録す る。
- ○個々に聴き取りを行 う。
- ○関係教職員と情報を 共有し、正確に把握 する。
- oひとつの事象にとら われず、いじめの全 体像を把握する。

- 方針決定
- o指導のねらいを明確 にする。
- oすべての教職員の共 通理解を図る。
- ○対応する教職員の役 割分担を考える。
- ○教育委員会、関係機 関との連携を図る。
- ○いじめられた子どもを保護し、心配 や不安を取り除く。
- oいじめた子どもに、相手の苦しみや 痛みに思いを寄せる指導を十分に 行う中で「いじめは決して許されな い行為である」という人権意識をも たせる。

保護者との連携

- ○直接会って、具体的な対策を話す。
- ○協力を求め、今後の学校との連携方 法を話し合う。